

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

低価格で誘う換気扇やエアコンクリーニングの電話勧誘

自宅に電話があり「お試し価格の3千円で、換気扇やエアコンのクリーニングができる」と勧誘され、換気扇の掃除を依頼した。業者が来訪し換気扇を掃除した後、汚れが付きにくくなるからと、コーティングを強く勧められ、断れずに承諾した。すると、風呂場や洗面所の換気扇もコーティングされて約30万円も請求された。高額だと思う。(80歳代)

【ひとこと助言】

低価格と勧誘されても、電話の説明だけでは詳しい内容は分かりません。安易に訪問を承諾せず、いったん切って、周りに相談するなどしてから判断しましょう。作業を依頼した場合、作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。作業時は、なるべく家族などに同席してもらいましょう。



～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

ウソですよ！詐欺ですよ！ ～相手にしないでください 二セ電話詐欺に注意！～

県内における二セ電話詐欺(オレオレ、預貯金、架空料金請求など)の被害は、令和5年4月末時点で、認知件数・被害額ともに、昨年と同じ時期よりも増加しています。また、パソコンなどの画面に突然警告文が表示されたり、警告音が鳴ることがあります。これらも詐欺です。表示された連絡先に電話したり、表示内容に従ってクリックしないようにしましょう。まずは慌てず一呼吸おいて、家族や知人・警察や消費生活センターに相談しましょう。

◎茨城県警察ホームページでは、詳細資料、二セ電話詐欺の手口や対策について、掲載しています。



～茨城県警察HP 掲載資料より引用・抜粋～

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般)…役場1階西側(収納課奥)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141(直通)
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください)
- ◇消費者ホットライン(全国共通ダイヤル) ☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

